



不動産の相続が発生した方へ

不動産の相続手続きはお済みですか？



2024年4月1日から「相続登記」が義務化されました！

相続発生から3年以内に手続きをしないと10万円以下の過料が科される場合があります

手続きしないとどうなるの？



売買ができない



リフォームができない



時間が経つほど複雑に

ポイント

相続手続きをしないと
売買などの取引ができないうえ
に、放置するほど手続き自体が
複雑化してしまいます。

どうやって手続きするの？



Webサービスを使う

- ・見積もり不要で比較的安価
- ・対面不要でオンライン中心で進行



専門家に依頼する

- ・手続きを全般的にお任せできる
- ・対面を含む相談がしやすい



自分でやる

- ・費用が抑えられる
- ・手続きについて調べる必要がある

ご自分でやる場合の手順を裏面のチェックシートで確認してみましょう



情報提供元

エイジ テクノロジーズ
株式会社AGE technologies

〒169-0072

東京都新宿区大久保1-2-1 天翔東新宿ビル901



この内容はWebサイトから
より詳細にご確認いただけます。
スマートフォンでQRコードを読み
取ってください。





不動産相続

手続きチェックシート

この内容はWebサイトから
より詳細にご確認いただけます。
スマートフォンでQRコードを読み
取ってください。



被相続人（故人）様の命日



○ 年 ○ 月 ○ 日までに

STEP 1 遺言書の確認

- 遺言書があるか、ある場合は、その内容が有効かどうかを確認しましょう

ご自宅もしくは法務局・公証役場に保管されているかを確認しましょう。
開封前に家庭裁判所で検認手続きを行った上で、有効な場合はその内容に従って手続きを進めます。
遺言書がある方は **遺言書あり** を、ない方は **遺言書なし** が表示されている項目を対応しましょう。

対応目安：できるだけすみやかに

○ 年 ○ 月 ○ 日までに

STEP 2 遺言書あり 遺言書なし 法定相続人の特定

- 戸籍を集めましょう

被相続人（故人）の死亡事項のある戸籍謄本から、出生まですべての戸籍謄本を取得します。

- 法定相続人を特定しましょう

集めた戸籍から法定相続人となる人を特定します。家系図を作つて整理してみましょう。

対応目安：命日から2ヶ月後

○ 年 ○ 月 ○ 日までに

STEP 3 遺言書あり 遺言書なし 財産（不動産）の特定

- 不動産に関わる書類を集めましょう

被相続人が保有する不動産を明らかにします。まずはご自宅などにある書類を手がかりに、追加で役所から権利書類（固定資産評価証明書・不動産登記事項証明書等）を取り寄せて確認しましょう。

対応目安：命日から2ヶ月後

○ 年 ○ 月 ○ 日までに

STEP 4 遺言書あり 遺言書なし 遺産分割協議

- 遺産分割協議書を作りましょう

法定相続人全員で遺産の分割方法を決めます。決まった内容をもとに、一般的なひな形に沿つて遺産分割協議書を作成しましょう。法定相続人全員の実印を押す必要があります。

対応目安：命日から3ヶ月後

○ 年 ○ 月 ○ 日までに

STEP 5 遺言書あり 遺言書なし 登記申請書類の作成

- 登記申請するための書類を作成・収集しましょう

相続登記のための登記申請書を作成し、下記の表を参考に必要な書類を揃えましょう。

対応目安：命日から8ヶ月後

○ 年 ○ 月 ○ 日までに

遺言書 あり	遺言書 なし	書類	取得方法
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	登記申請書	自分で作成（法務局サイトから雛形取得可能）
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍）謄本	本籍のあった市区町村役場
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	被相続人の出生以降の除籍・原戸籍謄本	本籍のあった市区町村役場
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	被相続人の住民票の除票	最後の住所地の市区町村役場
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	相続人全員の戸籍謄本（抄本）	本籍地の市区町村役場
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	不動産を相続する人の住民票の写し	住所地の市区町村役場
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	固定資産評価証明書	不動産が所在する市区町村役場
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	相続関係説明図	自分で作成（登記申請書の記載例を参考）
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書	公証役場または法務局、自宅等
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議書	自分で作成
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	相続人全員の印鑑証明書	住所地の市区町村役場、コンビニ
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	登録免許税額（固定資産税評価額から算出）の収入印紙	郵便局、法務局など

STEP 6 遺言書あり 遺言書なし 登記申請

対応目安：命日から9ヶ月後

- 登記申請書類を提出しましょう

登記申請書類一式を、各不動産を管轄する法務局に提出します。
1~2週間ほどで「登記識別情報通知」が届いたら、手続きは完了です。

○ 年 ○ 月 ○ 日までに